所定疾患施設療養費算定状況

平成２４年４月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◆所定疾患施設療養費について◆

①令和７年度までの所定疾患施設療養費（Ⅰ）の対象となる入所者の状態は
　次のとおりであること。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全の増悪

②算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、
　処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定後は、治療の実施状況について公表することとする。
　表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の
　当該加算の算定状況を報告すること。

令和７年度　所定疾患施設療養費（Ⅰ）　算定人数及び日数

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
人数	3	4	3	5	1	2	6	4	2	3	2	2
日数	14	24	9	25	7	11	32	20	14	19	9	10

介護老人保健施設ケアホームやすみ